

# 山梨県交通対策推進協議会補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 知事は、交通事故防止対策等を総合的に推進している山梨県交通対策推進協議会（以下「協議会」という。）の運営及び事業の経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (補助事業者)

第2条 補助事業者は、協議会とする。

## (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営費
- (2) 協議会の事業に要する経費

## (補助金の額)

第4条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内で定める額とする。

## (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定により別に定める期日までに、補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前各号のほか知事が必要と認める書類

## (補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、内容を審査し、適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、申請者にその旨通知するものとする。

## (補助金の交付条件)

第7条 規則第6条に規定する補助金の交付条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、事業内容変更等承認申請書（第2号様式）を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

(2) 前号における軽微な変更とは、次に示すとおりとする。

ア 補助事業の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更をいう。

イ 補助事業の遂行過程で生じた事情変更等により、事業内容が変更するものであるが、その変更内容が軽微であり、承認にかかわらしめるほどのことがないようなものをいう。

(3) 補助事業が、予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

#### (補助金の交付)

第8条 この補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払いとすることができる。

2 前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

#### (財産の処分の制限)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して別表に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

#### (実績報告)

第10条 補助金の交付を受けた者は、事業が完了したとき又は第7条の規定による補助事業の廃止の承認を受けたときは、完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して、1箇月を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(第5号様式)に次の各号の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

#### (補助金の額の確定)

第11条 知事は、補助事業の実績報告を受けた場合においては、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し通知しなければならない。

(補助金に係る経理)

第12条 補助事業者は、補助事業の収支に係わる帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助事業終了の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月24日から施行する。

別表 財産処分制限期間

処分を制限する財産の名称等		処分制限期間
分類	財産の名称	
備品	1 家具、電気 その他音響機器等	5年
	2 事務、通信機器 事務機器	5年
	3 光学機器及び写真制作機器 カメラ、映写機	5年
	4 看板、広告機器具 看板	3年
	5 興業又は演劇用具 ぬいぐるみ	5年
	6 前掲以外 ビデオ	2年
	7 その他 前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の 区分によらないもの ・主として金属製のもの ・その他のもの	15年 8年